

# 会報

令和4年10月号

発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail keiei\_center@ockc1969.jp

URL <http://www.ockc1969.jp>

全中連 (協)大阪中小企業経営センター

発行責任者 和田悦子

## 新規組合員募集中



税務・労務・行政・法律の  
ご相談と手続きは、当経営センター  
まで、お待ちしております。

只今、当組合では、新規組合員を募集しております。お知り合いなどの事業所で、まだ、ご入会頂いていない事業所がございましたら、当経営センターまでご紹介くださいますようお願い致します。

賛助会員の方は、随時、協同組合へのご入会を受け付けておりますので、お気軽に事務局まで、お問い合わせください。よろしくお願いいたします。

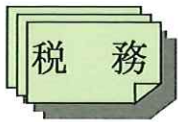


- |          |         |
|----------|---------|
| ★弁 護 士   | 井上 健 策  |
| ★税 理 士   | 本 田 浩 基 |
| ★司 法 書 士 | 法 常 博   |
| ★社会保険労務士 | 山 添 浩 平 |
| ★行 政 書 士 | 本 田 浩 基 |

## 定期総会のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、今年度につきましても、総会のみ小規模にて開催させていただきたくご案内申し上げます。組合員の皆様のご健康と安全を第一に考慮させていただきましたことにご理解を賜りますようお願い申し上げます。

後日、議案書・委任状を郵送又はメールにてご送付させていただきます。  
総会成立に委任状が必要となりますので、経営センター宛にご送付いただきますようお願い申し上げます。



# 副業収入について

～はじめに～

国税庁は8月1日、行政手続法に基づき副業収入の所得の種類について、事業所得と雑所得のどちらに該当するかの判断基準の改正案が発表されました。今回はその内容についてお話していきます。

## 1. 所得につて

### ①事業所得とは

農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業を営んでいる人のその事業から生ずる所得をいいます。

※不動産の賃貸収入、山林の立木などの譲渡による所得は事業所得ではなく、原則として不動産所得や山林所得になります。

### ②雑所得とは

上記の所得の他、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、譲渡所得および一時所得のいずれにも当たらない所得をいい、下記の3つに区分されます。

- 公的年金等に係る雑所得・・・国民年金・厚生年金・その他の年金収入等
- 業務に係る雑所得・・・営利を目的とした継続的な活動による所得（副業）
- その他の雑所得・・・暗号資産取引に係る所得等（ビットコインなど）

※上記の内、業務に係る雑所得が改正対象となります

## 2. 改正理由

現在では、自動車等の乗り物、住居、家具、服など、個人所有の資産等を他人に貸し出しをする新分野の経済活動に係る所得（シェアリングエコノミー）や、副業に係る所得については所得区分の判定が難しいといった課題がありました。

そのようなことから、事業規模に至らないにもかかわらず、事業所得で申告して青色申告特別控除の適用や、損失が生じた場合には給与所得等と損益通算するケースが増えてきたことが問題となっていました。

そこで、今回公表された改正案では、シェアリングエコノミー等の経済活動に係る所得や副業に係る所得を念頭に、雑所得の範囲の明確化が図られました。



### 3. 改正案

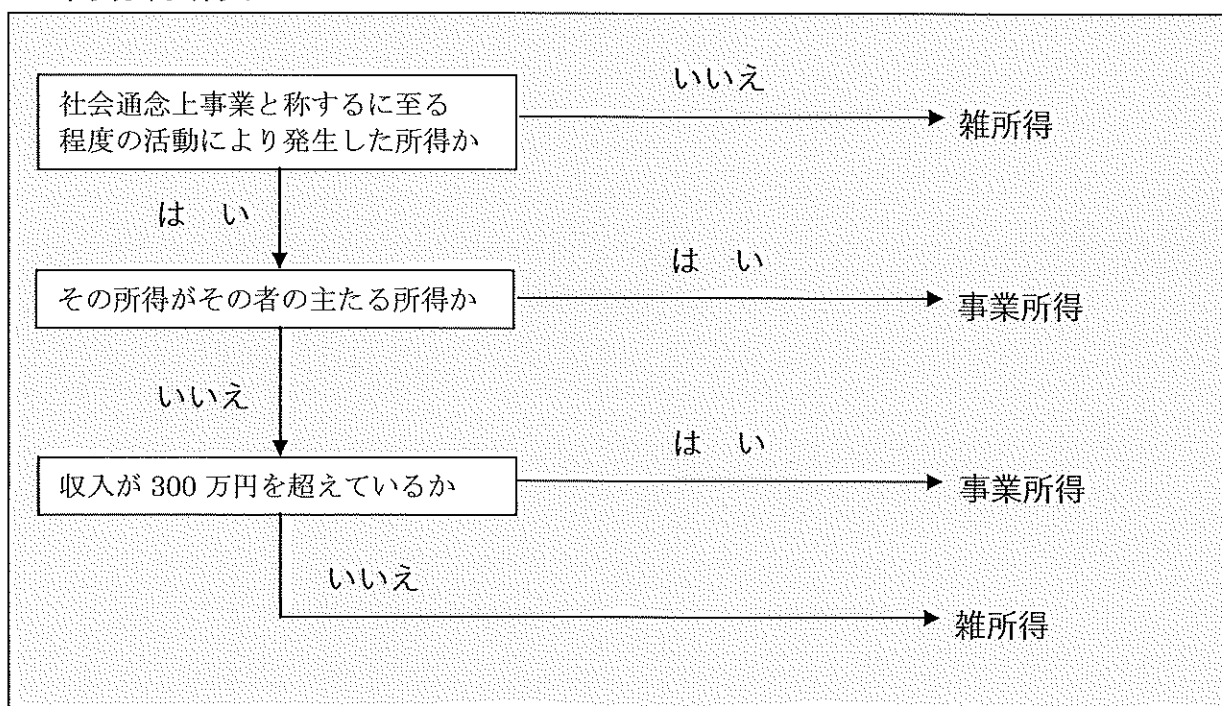
～判断基準～

原則	その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうか
例外	その所得がその者の <b>主たる所得</b> でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えず、特に反証のない場合

※主たる所得とは、所得のうち譲渡所得や退職所得等を除いた、給与所得などの中で最も収入金額の大きな所得をいいます。

従って、改正後は収入金額が300万円以下の副業に係る所得は、雑所得に該当することとなり、事業所得での申告による青色申告特別控除の適用や、損失が生じた場合の給与所得等との損益通算などは行えないこととなります。

～簡易判断表～



※上記の改正は令和4年以後の所得税から適用となりますが、現時点では改正法案は通っておりませんので、変更等がありましてもご了承下さい。

※上記の判断表で300万円以下の場合には雑所得となりますが、反証がある場合、例えば継続して事業所得で申告していたが、新型コロナウイルスの影響などといった特殊な事情により300万円を下回った場合などは事業所得となる可能性があります。

労務

## 産後パパ育休（出生時育児休業）

【2022年10月施行】

### 産後パパ育休とは？

産後パパ育休とは男性育児休業の取得率の低さを改善することを目的として新設された制度です。

男性が、子の出生後8週間以内に4週間まで休業を取得できる制度。取得可能な期間が女性(妻)の産後休業期間と同時期であるため、「男性版産休」とも呼ばれています。

産後パパ育休は通常の育児休業とは別の制度で、取得前に申し出を行えば2回に分割して休業を取得することができます。通常の育児休業と合わせると、子が1歳になるまで最大4回の育児休業の取得が可能になるほか、2022年まで認められていなかった休業中の就労も可能です。(労使協定を締結している場合に限る)

育児休業取得の柔軟化が図られることから、男性の育児参加促進が期待されています。



	産後パパ育休	育児休業制度 (2022.10.1~)	育児休業制度 (~2022.9.30)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出が必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している 場合に限り、労働者が合意 した範囲で休業中に就労す ることが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長	—	育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得	—	特別な事情がある場合に 限り再取得可能	再取得不可

◆休業中の就業が可能

産後パパ育休(出生時育児休業)の間中は原則就業することができません。しかし、労使協定を締結することで、休業中の就労が可能となります。(ただし、休業中の就労日数や就労時間数に上限があります)会社から就業可能である申出を一方的に求め、従業員の意に反するような休業中の就業は避ける必要があるため、就業させる場合は従業員の意向確認を慎重に行う必要があります。

雇用保険の新たな給付制度

育児休業の取得は、通常会社から給与を支給することが無いケースが多いです。しかし、産後パパ育休(出生時育児休業)中及び育児休業中は一定の要件を満たせば社会保障を受けられます。

雇用保険「出生時育児休業給付制度」(新たに制度が創設されます)

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休業開始日前2年間に、賃金支払基準日数が11日以上である(ない場合は就業している時間数が80時間以上の)完全月が12か月以上あること。</li> <li>●休業期間中の就業日数が最大10日(10日を超える場合は就業している時間数が80時間)<sup>※1</sup>以下であること。</li> </ul> <p>※1 28日間の休業を取得した場合の日数・時間です。 28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。</p> <p>【例】14日間の休業→最大5日(5日を超える場合は40時間) 10日間の休業→最大4日(4日を超える場合は28時間) {10日×10/28=3.57(端数切り上げ)→4日}</p>
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休業開始時賃金日数(原則、育児休業開始前6か月間の賃金を180で除した額) ×支給日数×67%<sup>※2</sup></li> </ul> <p>※2 支給された日数は、育児休業給付の支給率67%の上限日数である180日に通算されます。</p>
申請期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出生日<sup>※3</sup>の8週間後の翌日から起算して2か月後の月末まで</li> </ul> <p>【例】出生日が令和4年10月15日→申請期限は令和5年2月末日</p> <p>※3 出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日2回まで分割して取得できますが、1回にまとめた申請となります</p>

※支給要件となる被保険者期間の確認や、支給額を決定する休業開始時賃金月額  
の算定は、初めて育児休業を取得する場合のみ行います。従って、2回目以降の育  
休の際は、これらの手続きは不要です。

※産後パパ育休を取得している場合は、それを初めての休業とします。その後に取得す  
る育児休業についても、これらの手続きは不要です。



# 最低賃金のお知らせ

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額を支払わなければなりません。

最低賃金の件名		時間額	効力発生效年月日
地域別 最低賃金	大阪府最低賃金	992円	令和3年10月 1日～
		1,023円	令和4年10月 1日～
産業別 最低賃金	塗料製造業	1,000円	令和3年12月 1日～
	電気機械器具、情報通信機械、器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路	994円	令和3年12月 1日～
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用付属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業	997円	令和3年12月 1日～
	自動車・同附属品製造業	998円	令和3年12月 1日～
	自動車小売業	993円	令和3年12月 1日～
	鉄鋼業	996円	令和4年 1月22日～
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	993円	令和3年12月 1日～

上記の最低賃金は、大阪府内の事業所で働く労働者に適用されます。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と「産業別最低賃金」の2種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金額が適用されます。

※ただし、次の方は「産業別最低賃金」の適用を除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。

- ☆18歳未満又は65歳以上の方
- ☆雇入れ後3月未満の技能習得中の方
- ☆清掃又は片付けの業務に主として従事する方

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。そのため、下記の賃金は最低賃金の対象から除外されます。

- ①結婚手当など臨時に支払われる賃金
- ②賞与など1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③精勤手当、皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ④時間外・深夜・休日労働に対する賃金



国が準備したセーフティネット

# 安心の材料をご提供します。

## 小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

**契約者貸付けの  
利用が可能**

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

**共済金の受給権は  
差押禁止**

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします



## 経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**  
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**  
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**  
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から  
会社を守る制度です！



 **中小機構**

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

当経営センターは、独立行政法人 中小企業基盤整備機構の委託団体です。

ご興味のある方はお気軽にお電話下さい。

TEL 072-221-5115



# 無料法律相談

無料法律相談の日程は、下記の通りです。ご相談ご希望の方は、相談日の二日前までに予約が必要ですので、当経営センターまで、お気軽にお電話でお申込み下さい。



		担当弁護士	時間
10月	6日(木)	井上 健 策	午後5時～
11月	10日(木)	井上 健 策	午後5時～
12月	1日(木)	井上 健 策	午後5時～

※11月は第1木曜日が祝日の為第2木曜日です。

金中連(協) 大阪中小企業経営センター

理事長 和田 悦子

朝夕漸く秋の訪れを感じる頃となりました。今夏も発達した積乱雲が次々と列をなして『線状降水帯』となり、特に東北地方に長く停滞し河川の氾濫、土砂崩れにより甚大な被害となりました。又、太平洋高気圧の上で中国大陸から張り出してきたチベット高気圧が重なり『2階建て高気圧』の状況となり、最高気温が40℃近くまで上昇し猛暑日が続きました。年々地球温暖化による異常気象が常態化してきており、如何に災害から命を守り抜くかが行政の重要課題ではないかと思えます。

さて、7月の参議院選挙では自民党が大勝し、岸田政権安定を後押しする結果となりましたが、この選挙期間中に安倍元首相が銃撃されるという民主主義の根底を揺るがす前代未聞の衝撃的な事件が起こりました。この事件の発端となった『旧統一教会』は政治と密接な関係にあることが発覚し、旧統一教会問題の対処や安倍元首相の国葬を巡っての厳しい世論等々が要因となり、内閣支持率は参議院選挙直後の59%から9月には40%へと急降下しました。長引くコロナ禍で多くの国民が苦しむ中、原材料価格高騰や急激に進んだ円安を受け、秋以降も続く値上げで家計負担は一段と増し、脆弱な中小零細企業は仕入れ価格高騰等で収益が維持できずに『物価高倒産』を余儀なくされてきます。岸田首相は、就任当初より信頼と共感が得られる政治が必要だと『国民との丁寧な対話を大切にしていく』と話されていますので、この厳しい世論を真摯に受け止めて、今こそ国民の声に耳を傾け対策を講じていただく事を切に願います。

毎年11月に開催しております当組合の定期総会は、今年度も会員の皆様のご健康と安全を第一に考慮させていただき、総会のみ小規模にて開催させていただきますたく存じますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。